

クロルプロマジン試験法に関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>「クロルプロマジンは、平成 28 年 3 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において、「食品に含有されるものであってはならない」とする規格を継続し、改正しないこととされた。」</p> <p>今回の試験方法変更は、こんな危険な物質が食品に残留してもいいように「試験方法を変えて残留基準値を設定しよう」としているのではないかと危惧している。改正に反対。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>試験法の改正は、管理手法の適正化を目的としたものであり、残留基準値を設定するためのものではありません。</p> <p>現行のクロルプロマジン試験法は、食品によっては良好な分析結果が得られない場合があったことから、試験法の見直しを行いました。</p> <p>なお、クロルプロマジン試験法に関する審議過程については、以下を御参照ください。</p> <p>（農薬・動物用医薬品部会の議事録）</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212332_00011.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212332_00011.html</a></p>

シアノホスに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b> えんどうなど 91 食品の残留基準の削除に賛成である。 [理由] 1、国内外で適用のない作物の残留基準は不要である。 2、有機リン系農薬で、アセチルコリンエステラーゼの作用を阻害し、神経毒性を有する農薬の摂取を出来るだけ減らすためにもよい。</p> <p><b>【意見 2】</b> 下記の食品の残留基準は高すぎる。もっと低値にすべきである。 (1)みかん（外果皮を含む。） 3ppm [理由] 1、みかんの残留試験 4 事例で、果肉の最大残留値 0.06ppm である。 2、果皮及び果実の残留試験 2 事例で、果皮の最大残留値 6.27ppm、果実で 1.302ppm である。 3、みかんの TMD I への寄与率が国民全体で 66% と高い。 (2)その他のスパイス 15ppm [理由] みかん果皮の残留試験 2 事例で、最大残留値 6.27ppm である。</p>	<p><b>【回答 1】</b> 食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p><b>【回答 2】</b> 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）により、本剤のみかん及びその他のスパイスの残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成22年1月27日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量（ADI）の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を</p>

**【意見3】**

全体的に残留基準が高すぎる、残留実態を調べ、もっと低値にすべきである。

[理由]

1、TMDI/ADI比は、各区分で、以下のようで、国民全体 145%、幼児 445%、高齢者で 20.3%と高い、これを低くみせかけるため、EDIの算出にあたっては、全作物で残留基準より低い残留暴露量を用いている。たとえば、みかんは残留基準 3ppm→0.06ppm、りんご 0.5ppm→0.101ppm などである。

	国民全体		幼児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/人/day	80.3	6.2	73.4	5.8	25.7	4.5	113.9	8.5
ADI比 (%)	145.6	11.2	445.1	35.0	44.0	7.7	202.9	15.2

2、短期摂取量の算出においても、国民全体では 11 食品、幼児では 9 食品の残留暴露量を、残留基準より低くしているにも拘らず、ESTI/ARfD は下表のようである。

	残留基準	暴露量	ESTI/ARfD	
			国民全体	幼児
			ppm	ppm
みかん	3	0.3	30	80
りんご	0.5	0.23	30	70
日本なし	0.1	0.1	20	30
もも	0.3	0.2	30	90

3、残留基準を残留実態に合わせて設定するべきである。

摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

**【回答3】**

残留基準の設定の考え方及び長期推定摂取量の評価については、【回答2】を御参照下さい。

理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会 (当時) の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である推定一日摂取量 (EDI) 方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。EDI試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細については、以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

2

**【意見4】**

シアノホスの残留基準値の変更について意見がある。(別紙2より) りんごの残留基準値が0.02ppmから

**【回答4】**

農薬の使用方法は、作物毎に定められています。残留基準は、定められた農薬の使用方法に従って実

	<p>0.05ppm への引き上げは、少し引き上げの度合いが大きすぎる。桃の基準値が0.02ppmから0.03ppm（果実および種子を含む）の場合、一般的に桃を生で食べる場合は皮を剥いて食べるので少々使用される農薬の量の基準値が上がっても許容することができるが、りんごは容易に皮も食べる可能性が想定でき、桃よりも皮を含めて果実を食べる可能性が高い。また、農薬を使用せずに育てた場合、桃の減収率は100%であるが、りんごは最低限収率が90%、最高減収率が100%としているデータもある。農薬を使用しなければ桃やりんごの生産は行なっていくことができないことは認めるが、農薬がない場合の減収率が100%の桃の基準値が0.02ppmならばりんごも同等のレベル＝0.02ppmの基準値＝現行の基準値でこれからも生産できるはずである。</p> <p>以前のパブリックコメントを見ていたところ、意見による法改正の見直しがなされていない（反映されていない）というものがあつた。本意見は、法改正にただ反対するものではなく、将来の国産食品の安全性を決定する一因であるこの法案を見直し、より良いものにしてほしいという思いから提出している。再考を求める。</p>	<p>施された作物残留試験成績に基づいて設定されており、農薬が適切に使用されていれば残留基準値を超えないように設定されています。</p> <p>りんごとももにつきましても、それぞれについて使用基準が定められており、その使用基準に従って実施された作物残留試験成績に基づいて、基準値が設定されています。</p> <p>設定された基準値については、暴露評価を実施して安全性に問題がないことを確認しています。</p> <p>シアノホスの使用方法、作物残留試験、基準値案及び暴露評価等の詳細につきましては、以下を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000491001.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000491001.pdf</a></p>
<p>3</p>	<p><b>【意見5】</b></p> <p>諸外国では基準が設定されていない（認められていない）物質の残留は認めるべきではない。</p>	<p><b>【回答5】</b></p> <p>本剤の場合、国内で農薬登録があることから、基準値を設定しています。</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>農薬が使用される可能性のある食品について、厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴い</p>

		て、幼小児、妊婦及び妊娠の可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう、農薬の残留基準を設定しています。
--	--	--

テトラジホンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b>            とうもろこしなど 110 食品の残留基準の削除に賛成である。            [理由]            1、国内外で適用のない食品の残留基準は不要である。            2、ラットの 2 年間慢性毒性/発がん性併合試験で、雌雄に甲状腺ろ胞腺腫の発生数増加が認められているが、非遺伝毒性メカニズムとされた。2, 4, 5-トリクロロ系の構造を有するためダイオキシンを含む恐れがある。このような農薬の摂取をできるだけ減らすためにも、基準を低値にすべきである。</p> <p><b>【意見 2】</b>            下記食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。            (1)メロン類果実（果皮を含む。） 2ppm            [理由]            残留試験 3 事例で、散布 7 日後の最大残留値 1.16ppm である。            (2)みかん（外果皮を含む。） 2ppm            [理由]            温州みかんの残留試験 10 事例で、果実の最大残留値 0.896ppm であるが、果肉では 0.203ppm である。            (3)なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム 各 2ppm            [理由]            なつみかんの残留試験 4 事例で、最大残留値 0.95ppm であり、その他は、残留データがなく、なつみかんを参照としている。            (4)その他のかんきつ類果実 2ppm            [理由]            1、かぼすの残留試験 2 事例で、散布 30 日後の最大残留値 0.66ppm である。            2、すだちの残留試験 2 事例で、散布 30 日後の最大</p>	<p><b>【回答 1】</b>            食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p> <p><b>【回答 2】</b>            残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因により変動することが知られていることから、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）により、本剤のメロン類果実、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実及びその他のスパイスの残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成 22 年 1 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a>            なお、メロン類果実とみかんの検体部位及び基準値適用部位に関しては、以下を御参照ください。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000481931.pdf</a></p>

	<p>残留値 0.56ppm である。</p> <p>(5) その他のスパイス 10ppm</p> <p>[理由]</p> <p>温州みかんの残留試験 10 事例で、果皮の最大残留値 3.70ppm である。</p> <p><b>【意見 3】</b></p> <p>みかん、オレンジ、りんごの残留基準を、残留実態を調査し、もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]</p> <p>幼児の好む 3 果実の TMD I への寄与率はいずれも約 23% と高い。</p>	<p><b>【回答 3】</b></p> <p>長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について ADI の 80% の範囲内に収まることを確認しています。そのため、みかん、オレンジ、りんごについて、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。</p>
2	<p><b>【意見 4】</b></p> <p>残農薬基準値の改定として、ホップにおける「テトラジホン」の残留基準値を 60ppm から一律基準 (0.01ppm) に引き下げられるように見受けられる。参考資料 2 では、ホップについて「テトラジホン」の残留試験が行われておらず、一覧表の基準値案も空欄になっている。残留試験が行われない状況で、基準値引き下げを行うことはあり得ないと思う。もし、引き下げを行うということであれば、その根拠の提示を求める。</p> <p>現在、ホップに「テトラジホン」は使用されていないようだが、ホップ圃場の近隣にりんごを栽培する場所も散見され、ドリフトにより残留基準を上回ることを懸念している。現行基準である 60ppm の維持を希望する。</p>	<p><b>【回答 4】</b></p> <p>今回の残留基準の改正は、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された残留基準 (いわゆる暫定基準) の見直しについて、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準を設定したものです。ポジティブリスト制度導入時に設定された暫定基準は、国際基準であるコーデックス基準や国内の農薬取締法に基づく登録保留基準、そして外国基準を取り入れたものなどがあります。</p> <p>このような残留基準値については、諸外国からの基準値設定に関する要請や国内での使用実績等を踏まえて、見直すこととしています。ホップに関しては、諸外国から基準値維持の要請がなく、国内での使用実績もないため、国内に流通する食品に残留する可能性がきわめて低いと評価し、残留基準値を削除し、一律基準による管理措置としました。</p> <p>一律基準の詳細については、下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syo">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syo</a></p>

		<p><a href="http://ku-anzen/zanryu2/dl/050603-1a-16.pdf">ku-anzen/zanryu2/dl/050603-1a-16.pdf</a></p> <p>我が国で流通している食品における農薬等の残留レベルについては、輸入時には検疫所が、国内流通品については自治体が、計画的に検査を行っています。厚生労働省では、年度毎にその結果を取りまとめて公表しております。下記ホームページを御覧ください。</p> <p>(平成27年度の検査結果の取りまとめ)</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194458.html</a></p> <p>なお、残留基準の設定に関する審議過程については、農薬・動物用医薬品部会の資料及び議事録を御確認ください。</p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の資料)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000020980600007.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000020980600007.html</a></p> <p>(農薬・動物用医薬品部会の議事録)</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000021233200011.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/000021233200011.html</a></p> <p>ドリフトについては、農林水産省より関係各所に対し、農薬の適正使用と飛散による周辺作物への影響を少なくするよう周知が行われ、徹底した対策が取られています。詳細については下記のホームページ等を御覧下さい。</p> <p><a href="http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/">http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_drift/</a></p>
3	<p><b>【意見5】</b></p> <p>「ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄で甲状腺ろ胞腺腫の発生数増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えられた。」</p> <p>発がん性が認められたのに、こんな理屈で残留を認めることに反対である。</p> <p>国際基準は設定されておらず、カナダでリンゴやかぼちゃ等で基準が設定されているのみ。</p>	<p><b>【回答5】</b></p> <p>厚生労働省では、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、薬事・食品衛生審議会において専門家や消費者の御意見を聴いて、子供や妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように、農薬の残留基準を設定しています。</p> <p>また、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価において、「ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄で甲状腺ろ胞腺腫の</p>



<p>一方、日本ではほとんどの食品で残留を認めるのは、納得がいかない。</p>	<p>発生数増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論されています。人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量（ADI）が設定されており、これに基づく適切なリスク管理により食品を介した安全性は担保できると考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p>（食品健康影響評価）</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20100913528">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20100913528</a></p> <p>今回の基準値改正の経緯及びその審議過程については【回答4】を御参照ください。</p>
---	---

テトラニリプロールに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>下記の食品の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1) はくさい 3ppm [理由] 残留試験 6 事例で、最大残留値 1.88ppm である。</p> <p>(2) キャベツ 2ppm [理由] 残留試験 6 事例で、最大残留値 0.74ppm である。</p> <p>(3) ケール 15ppm [理由] ケールの残留データはなく、ぱらつきの大きなこまつなが参照されている。</p> <p>(4) こまつな 15ppm [理由] 残留試験 3 事例で、最大残留値 7.92ppm であるが、0.94ppm の事例もあり、ぱらつきが大きすぎる。</p> <p>(5) きょうな 10ppm [理由] みずなの残留試験 2 事例で、最大残留値 4.38ppm である。</p> <p>(6) チンゲンサイ 5ppm [理由] 残留試験 3 事例で、最大残留値 2.74ppm である。</p> <p>(7) ブロッコリー 10ppm [理由] 残留試験 3 事例で、最大残留値 3.47ppm である。</p> <p>(8) その他のあぶらな科野菜 15ppm [理由] 具体的な作物の残留データはなく、ぱらつきの大きなこまつなが参照されている。</p> <p>(9) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 20ppm [理由]</p> <p>1、結球レタスの残留試験 6 事例で、最大残留値 1.65ppm である。</p> <p>2、リーフレタスの残留試験 2 事例で、最大残留値 15.0ppm。サラダ菜の残留試験 2 事例で、最大残留値 15.2ppm である。</p> <p>3、結球と非結球が同列に扱われている。</p> <p>(10) ねぎ（リーキを含む。） 2ppm [理由] 残留試験 6 事例で、最大残留値 1.03ppm である。</p> <p>(11) トマト 2ppm [理由] ミニトマトの残留試験 6 事例で、最大残留値 0.74ppm である。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因により変動することが知られていることから、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）により、はくさい、キャベツ、こまつな、チンゲンサイ、ブロッコリー、レタス、ねぎ、トマト、ピーマン、えだまめ、いちご、ぶどう及び茶の残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成22年1月27日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p>非結球あぶらな科野菜類には、ケール、こまつな、きょうな、その他のあぶらな科野菜及びからしな（その他のハーブに分類）が含まれます。こまつな、みずな、チンゲンサイの作物残留試験が実施され、こまつなの作物残留試験成績より、基準値を設定しています。</p>

	<p>(12) ピーマン 2ppm [理由]残留試験3事例で、最大残留値1.04ppmである。</p> <p>(13) えだまめ 2ppm [理由]残留試験3事例で、最大残留値0.79ppmである。</p> <p>(14) いちご 2ppm [理由]残留試験3事例で、散布日後の最大残留値0.86ppmである。</p> <p>(15) ぶどう 2ppm [理由]残留試験4事例で、散布日後の最大残留値0.78ppmである。</p> <p>(16) 茶 50ppm [理由] 1、残留試験6事例で、荒茶の最大残留値41.7ppmであるが、1.82ppmのデータもあり。ばらつきが大きすぎる。 2、浸出液での残留試験2事例で、最大残留値19.6ppmである。</p> <p>(17) その他のハーブ 15ppm [理由]具体的な作物の残留データはなく、ばらつきの大きなこまつなが参照されている。</p> <p><b>【意見2】</b> 魚介類の残留基準を0.05ppmとすることに反対である。削除すべきである。 [理由] 1、魚類濃縮性試験が実施されておらず、オクタノール/水分係数から、BCFが推定されている。 2、水田PECtier2と上記BCFから算出した推定残留濃度0.046 mg/kgが参照されている。 3、テトラニプロールの水系での残留実態および魚介類の残留実態が不明である。</p>	<p><b>【回答2】</b> 魚介類の残留基準の設定については、『平成19年度厚生労働科学研究費補助金 食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準の設定法」報告書』の魚介類への残留基準設定方法に基づいており、残留基準が適切に設定されているものと考えています。詳細については、以下を御覧ください。 <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/dl/s0622-8j.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/06/dl/s0622-8j.pdf</a></p>
2	<p><b>【意見3】</b> 国際基準もなく、主要国では基準が設定されていないような物質の残留を認めるとは危険極まりない。しかも食品毎の基準値は緩々。ヒトへの影響が懸念される。</p>	<p><b>【回答3】</b> 国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有</p>

		<p>効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>また、今回は、新規の農薬登録申請等に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の上で、残留基準の設定を行ったものであり、国内の作物残留試験成績に基づき、幼小児、妊婦及び妊娠している可能性のある女性も含めて国民の健康に悪影響が生じないよう残留基準を設定しています。</p>
--	--	--

ネオマイシンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b>  魚介類 7 種の残留基準を削除することに賛成であるが、定量限界を明示すべきである。  [理由]  1、抗生物質系の動物用薬品であり、国内外で適用がないものは不要である。  2、食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない、とされているが、定量限界があきらかでない。</p> <p><b>【意見 2】</b>  下記の畜産物の残留基準を 2ppm 以上にすることに反対である。残留実態を調べ、もっと低値にすべきである。  (1)牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓及び食用部分 10ppm  [理由]ネオマイシン硫酸塩を添加した飲水投与試験でえられた数値を根拠にして推定している。  (2)鶏、その他の家きんの腎臓及び食用部分 10ppm  [理由]ネオマイシンを強制経口投与した試験でえられた数値を根拠にして推定している。  (3)乳 2ppm  [理由]搾乳後の牛 24 頭の乳房内へのネオマイシン・リンコマイシン混合製剤投与試験をもとにした推定量を根拠にした数値である。</p> <p><b>【意見 3】</b>  畜産品の残留基準が全体的に高すぎる。残留実態を明</p>	<p><b>【回答 1】</b>  今回の残留基準の検討に当たり参照した残留試験における定量限界は0.05～0.5 mg/kgです。</p> <p><b>【回答 2】</b>  残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、動物用医薬品の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。残留試験の実測値から残留基準を設定するに際しては、残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。</p> <p>牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物、鶏及びその他の家きんの残留基準は国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。コーデックス基準が設定されている場合、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）により、原則として、コーデックス基準に準拠することが義務付けられています。</p> <p>コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO又はWHOのwebサイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。  <a href="http://www.fao.org/food/food-safety-quality/scientific-advice/jecfa/jecfa-vetdrugs/details/en/c/35/">http://www.fao.org/food/food-safety-quality/scientific-advice/jecfa/jecfa-vetdrugs/details/en/c/35/</a></p> <p><b>【回答 3】</b>  残留基準の設定については、【回答 2】を御覧ください。</p>

	<p>らかにし、もっと低値にすべきである。</p> <p>[理由]乳の残留基準 2ppm を残留暴露量 0.21ppm としたEDIが算出され、TMDI/ADI比でなく、EDI/ADI比を採用し、数値を低くみせかけている。乳の残留実態にみあう基準を設定すべきである。</p>	<p>さい。</p> <p>理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会 (当時) の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値であるEDI方式により暴露評価を行い、一日摂取許容量 (ADI) の80%の範囲内に収まることを確認したものです。乳の推定一日摂取量 (EDI) 試算の根拠としては、乳のコーデックス基準の根拠となった残留試験における平均の残留濃度を用いています。暴露評価の精緻化に関する詳細につきましては以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p>
2	<p><b>【意見4】</b></p> <p>急性毒性、腎毒性がある物質自体、残留を認めるべきでないとする。</p> <p>牛の食用部分で基準が緩められているのは言語道断。</p>	<p><b>【意見4】</b></p> <p>本剤については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価により、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、ADIが設定されています。残留基準はこのADIの範囲内で設定しており、食品の安全性に問題が生じることはないと考えています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120821623">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20120821623</a></p>

ピコキシストロピンに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見1】</b></p> <p>下記の食品の残留基準を2ppm以上にすることに反対である。もっと、低値にすべきである。このうち(1)から(4)については、すでに、2018年のパブコメで反対したが、残留実態を示すことなく、そのまま、再提案されている。</p> <p>(1) だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉 15ppm                      (2) かぶ類の葉 40ppm                      (3) ブロッコリー 5ppm                      (4) にら 15ppm                      (5) みかん（外果皮を含む。） 2ppm</p> <p>[理由]温州みかん残留試2事例で、散布3日後の果実の最大残留値0.75ppmであるが、果肉では、0.02ppmである。</p> <p>(6) もも（果皮及び種子を含む。） 5ppm</p> <p>[理由]残留試験2事例で、散布1日後の最大残留値2.14ppmであるが、果肉では、0.10ppmである。</p> <p><b>【意見2】</b></p> <p>2018年のパブコメで、下記の農作物の残留基準が高いとして、反対したが、残留実態を示すことなく、据え置かれている。再度見直しをもとめる。</p> <p>(1) はくさい 2ppm                      (2) レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。） 15ppm                      (3) ねぎ（リーキを含む。） 2ppm                      (4) なつみかんの果実全体 3ppm                      (5) レモン 3ppm                      (6) オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） 3ppm                      (7) グレープフルーツ 3ppm                      (8) ライム 3ppm                      (9) その他のかんきつ類果実 3ppm                      (10) りんご 2ppm                      (11) おうとう（チェリーを含む。） 5ppm                      (12) その他のスパイス 10ppm</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因により変動することが知られていることから、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）により、だいこん類の葉、かぶ類の葉、ブロッコリー、にら、みかん及びももの残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成22年1月27日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p><b>【回答2】</b></p> <p>御指摘の食品の残留基準については、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしています。</p>

**【意見3】**

牛、豚、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉及び脂肪、肝臓、腎臓、食用部分 0.02ppm については、2018 年のパブコメで、牛の飼料での添加試験からの推定値をもとにしているとして、反対したが、残留実態を明らかにせず、再度提案されている。もっと、低値にすべきである。

**【意見4】**

全体的に残留基準がたかすぎる。残留実態を調査し、もっと低値にすべきである。

**【理由】**

1、ラットの2年間慢性毒性/発がん性併合試験では、精巣間細胞腫の発現頻度が増加したが、非遺伝毒性メカニズムによるとされているが、他の発がん性物質や放射能などの影響、がん患者への影響が不明であり、出来るだけ、摂取を減らすべきである。

2、TMDI/ADI 比は、幼児で 45%とたかく、レタス、オレンジ、りんごの3種の合計での寄与率が 45%を超える。

3、食品安全委員会は ARfD を 0.2 mg/kg 体重としているが、JMPR の評価は 50%以上低い 0.09 mg/kg 体重である。

4、短期摂取量 ESTI の対 ARfD 比の算出において、国民全体区分で 23 作物、幼児区分で 17 作物の暴露量を残留基準より低くしている。なかには、50%以上低いものもある。たとえば、以下のような。

小麦基準 0.04ppm-暴露量 0.02ppm、

**【回答3】**

畜産物の残留基準については、飼料の作物残留試験成績と家畜残留試験成績に基づき検討し、飼料を通じて畜産物中へ移行する最大残留農薬濃度を踏まえて、幼児、妊婦、妊娠の可能性のある女性及び高齢者にも安全な残留基準を設定しています。畜産物における農薬の最大残留濃度の算出に当たっては、飼料として用いられる全ての飼料品目に残留基準まで残留していると仮定した場合に、飼料の摂取によって畜産動物が暴露され得る最大量である最大飼料由来負荷 (Maximum Dietary Burden) の値を使用しています。詳細については、平成21年4月14日の農薬・動物用医薬品部会の資料1「飼料の残留農薬基準設定及び飼料由来の畜産物の残留農薬基準設定に係る国際的な考え方について」を御覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/04/dl/s0414-5b.pdf>

**【回答4】**

本剤の発がん性については、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価によると、「ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験では、精巣間細胞腫の発現頻度が増加したが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。」と結論され、人が一生涯にわたって毎日摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される摂取量として、一日摂取許容量 (ADI) が設定されています。残留基準はこのADIの範囲内で設定しており、食品の安全性に問題が生じることはないと考えています。また、ADIの設定については、ヒトの個体差も考慮されているものと承知しています。詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。

<http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20171122124>

長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和



<p>大豆 0.06-0.019ppm、レタス 15-2ppm  もやし 0.08-0.027ppm, もも 5-0.3ppm</p> <p>5. 上記にかかわらず、単一食品で、対 ARfD が 20% を超えるものは、下記のようなものである。</p> <p>国民全体：  だいこんの葉/かぶの葉 50%、グレープフルーツ 30%、ブロッコリー/レタス類/ぽんかん 20%</p> <p>幼児：  非結球レタス 50%、ブロッコリー/レタス/オレンジ 40%、リンゴ 30%、はくさい/にら 20%</p> <p>※その他同様の意見が 1 件</p>	<p>について ADI の 80% の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。また、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。また、理論最大一日摂取量 (TMDI) 方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成 13 年 1 月 15 日付けの食品衛生調査会 (当時) の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値である EDI 方式により暴露評価を行い、ADI の 80% の範囲内に収まることを確認したものです。EDI 試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html">http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html</a></p> <p>急性参照用量 (ARfD) につきましては、通常、動物実験で悪影響が認められなかった用量の更に 100 分の 1 の量に設定されており、安全域は確保されています。さらに、短期推定摂取量 (ESTI) は、農薬が高濃度に残留する食品を短期間に大量に摂食するという状況を仮定して推定したのですが、このような状況が生じる可能性は低く、より安全側に立った推定値であると考えられます。これらのことから、食品ごとに短期摂取量を推定し、それが ARfD を超えないことを確認することは、妥当と考えています。短期推定摂取量の推定等につきましては、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf">http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a></p>
---	--

ビフェナゼートに関する御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b> みかん 2ppm 及びもも 5ppm に反対である。もっと低値にすべきである。</p> <p>(1)みかん（外果皮を含む。） 2ppm [理由]温州みかんの残留試験 2 事例で、果実の最大残留値 0.69ppm であるが、果肉は 0.03ppm である。</p> <p>(2)もも（果皮及び種子を含む。） 5ppm [理由]残留試験 2 事例で、果実の最大残留値 1.53ppm であるが、果肉では、4 事例で最大残留値 0.02ppm である。</p> <p><b>【意見 2】</b> いままでのパブコメで、下記の食品の残留基準が高いとして、反対してきたが、残留実態を示すことなく、基準値は据え置かれている。再考を求める。</p> <p>(1)ピーマン 2ppm (2)なす 2ppm (3)その他のなす科野菜 3ppm (4)オクラ 2ppm (5)未成熟えんどう 7ppm (6)未成熟いんげん 7ppm (7)えだまめ 7ppm (8)その他の野菜 7ppm (9)りんご 2ppm (10)日本なし 2ppm (11)西洋なし 2ppm (12)ネクタリン 2ppm (13)あんず（アプリコットを含む。） 3ppm (14)すもも（プルーンを含む。） 2ppm (15)うめ 3ppm</p>	<p><b>【回答 1】</b> 残留基準の設定については、国民の健康保護を図るとともに、農薬の適切な使用方法に基づく残留濃度の実態を考慮する必要があると考えています。農作物への農薬の残留は、品種、気候、栽培条件のような要因で変動することを踏まえ、作物残留試験の実測値（最大残留濃度：最大使用条件下の作物残留試験結果）により、本剤のみかん及びももの残留基準を設定するに際しては、こうした残留の変動要因のほか、分析誤差なども考慮して残留基準を設定しています。詳細については、平成 22 年 1 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会の報告・確認事項「食品中の農薬の残留基準値の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0127-15s.pdf</a></p> <p><b>【回答 2】</b> ピーマン、その他のなす科野菜、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、その他の野菜、ネクタリン、すもも、おうとう、ラズベリー、ブラックベリー、その他のベリー類果実、ホップ及びその他のハーブの残留基準については、国際基準であるコーデックス基準に基づき設定しています。なお、コーデックス基準の設定の根拠とした残留試験データ等が記載されている評価レポートについては、FAO 又は WHO の web サイトにおいて入手可能です。下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/lpe/lpe-b/en/">http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/lpe/lpe-b/en/</a></p> <p>また、オクラの残留基準については、米国の作物残留試験を基に、なす、りんご、日本なし、西洋なし、あんず、うめ、いちご、ぶどう、その他の果実、茶及びその他のスパイスの残留基準については、国内の作物残留試験を基に基準値を設定しているところ</p>

- (16) おうとう (チェリーを含む。) 2ppm
- (17) いちご 5ppm
- (18) ラズベリー 7ppm
- (19) ブラックベリー 7ppm
- (20) その他のベリー類果実 7ppm
- (21) ぶどう 3ppm
- (22) その他の果実 2ppm
- (23) 茶 2ppm
- (24) ホップ 20ppm
- (25) その他のスパイス 10ppm
- (26) その他のハーブ 40ppm

**【意見3】**

上の意見1、2で述べたように、全体的に残留基準は高すぎる。残留実態を踏まえ、基準を下げることで、摂取量を低下させ、消費者の安全・安心につながる。

**[理由]**

1、TMDI/ADI比は下表のように、厚労省が安全の目安とする80%をはるかに超える。

64食品の残留暴露量を残留基準より低くして(しかも残留基準の40%以下が相当数ある)、EDI/ADIを算出し、安全性を強調しているが、基準を下げて、残留実態にあわせるべきである。

	国民全体		幼小児		妊婦		高齢者	
	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI	TMDI	EDI
μg/人/day	507.5	115.3	343.9	82.4	412.0	98.4	637.9	144.3
ADI比 (%)	92.1	20.9	208.4	50.0	70.4	16.8	113.7	25.7

2、特に子ども場合は、りんご、いちご、みかんの果実や、その他野菜からの摂取量が多く、TMDIへの寄与率が高い。

3、短期摂取量ESTIの対ARfD比の算出において、国民全体区分で35作物、幼小児区分で19作物の暴露量を残留基準より低くしている。なかには、50%以下にしているものもある。たとえば、小麦基準0.04ppm→暴露量0.02ppm、大豆0.06→0.019ppm

ろですが、前回の残留基準の改正時から現在に至るまでに新たな知見は得られていないことから、現行の残留基準を維持することとしております。

**【回答3】**

長期推定摂取量の評価については、残留基準を設定する全ての農畜水産物からの農薬の摂取量の総和について一日摂取許容量(ADI)の80%の範囲内に収まることを確認しています。そのため、ある特定の食品について、残留基準の上限まで本剤が残留し、かつ、当該食品を一日平均摂取量を超える量で摂取したとしても、農薬の摂取量の総和への寄与は限定的であると考えられます。かつ、全ての食品において、残留基準の上限まで本剤が残留し、当該食品を摂取する可能性は、極めて低いものと考えられます。

また、理論最大一日摂取量(TMDI)方式による暴露量の試算値は、残留基準と各食品の平均摂取量により算出されるスクリーニング手段としての計算値であるため、平成13年1月15日付けの食品衛生調査会(当時)の「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」に従い、より実態に即した暴露量の試算値であるEDI方式により暴露評価を行い、ADIの80%の範囲内に収まることを確認したものです。推定一日摂取量(EDI)試算の根拠としては、同意見具申を踏まえ、作物残留試験があるものは、その平均値を用いています。詳細につきましては以下を御覧ください。

<http://www.ffcr.or.jp/shingikai/2001/01/2A953B1D46071827492569D500276377.html>

短期推定摂取量(ESTI)の推計においては、作物

	<p>レタス 15→2ppm。</p> <p>4、上記にかかわらず、単一食品で、対 ARfD が 20% を超えるものは、以下である。</p> <p>国民全体： だいこんの葉/かぶの葉 50%、ブロッコリー/レタス類 20%。グレープフルーツ 30%、ぽんかん 20%</p> <p>幼小児： 非結球レタス 50%、ブロッコリー/レタス/オレンジ 40%、リンゴ 30%、はくさい/にら 20%</p>	<p>残留試験が 4 例以上ある場合には、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) を用い、3 例以下の場合には残留基準値 (MRL) を用いることとしています。HR を用いる場合についても、食品の形態に応じて HR に変動係数を乗じるなど、ESTI が過小にならないように配慮しています。また、大量に混合又はブレンドされる米、小麦やオレンジ果汁等の場合は、中央値 (STMR) を用いており、一律に基準値を用いるより、実態に即した評価となります。短期摂取量の推定等については、平成 26 年 11 月 27 日の農薬・動物用医薬品部会「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000066805.pdf</a></p> <p>また、ESTI の評価については、一般及び幼小児 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量 (ARfD) が設定された場合には、当該集団を含む。) の各集団について、残留基準が設定されるそれぞれの食品ごとに、その最大摂食量 (短期間に大量に摂食した場合として、97.5 パーセントイル値 (100 人中 2 ~ 3 番目に多く食べる人の量に相当する摂食量) を用いて農薬の一日最大摂取量を推定し、ESTI/ARfD が 100% を超えないことを確認しています。詳細については、上記「急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について」を御覧ください。</p>
2	<p>【意見 4】</p> <p>ミトコンドリア電子伝達系複合体 III に作用し、エネルギー代謝系を阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられているような物質の残留を認めることに反対である。</p>	<p>【回答 4】</p> <p>内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価においては、イヌの慢性毒性試験及びラットの慢性毒性/発がん性併合試験並びにラットの発生毒性試験の結果も評価した上で、ADI と ARfD が設定されており、これに基づく適切なリスク管理を行っていることから、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p> <p>食品健康影響評価の詳細については、同委員会の評価書を御覧ください。</p> <p><a href="http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180418017">http://www.fsc.go.jp/fscis/evaluationDocument/show/kya20180418017</a></p>

フルララネルに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>「国内では、食用動物を対象とする動物用医薬品としては承認されていない。</p> <p>海外では、EUにおいて鶏を対象としたワクモの駆除剤が動物用医薬品として承認されている。ヒト用医薬品としては承認されていない。」ような物質でかつ国際基準も設定されていないものは一切認められるべきではない。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>国内で本剤の使用はできませんが、海外（EU）で使用が認められており、今回の残留基準の改正は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」の一部改正について」（平成29年12月26日付け生食発1226第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、残留基準の設定を行ったものであり、輸入される可能性のある食品については国際基準や海外における残留試験結果等を参考に残留基準を設定しています。このように設定した残留基準についても、長期及び短期暴露評価を行い、安全性を確認しています。</p> <p>「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」の一部改正について」（平成29年12月26日付け生食発1226第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）については、下記のホームページ等を御覧ください。</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1130500-Shokuhinanzentu/0000189783.pdf">https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1130500-Shokuhinanzentu/0000189783.pdf</a></p>

全般に係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p>【意見1】</p> <p>数点を除き、一般的に「基準を下げる」ということに賛成。</p> <p>ただし、現行使用されている農薬、添加物（検査薬含む）の「安全性」そのものについても、きちんと見直すこともして欲しい。</p> <p>天候不順、異常気象、温暖化などの影響で、農産物の生産は日々、大変になっていることは想像できるが、他の成分と変更できないのか、有害性の報告はないのか等、抜本的な検討もお願いしたい。</p>	<p>【回答1】</p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法を所管する農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康への影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>食品の安全性の確保については、引き続き、国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて必要な措置を講じてまいります。</p>
2	<p>【意見2】</p> <p>貴省管轄の残留農薬等が認められている物質はゆうに1000を超え、世界最高レベルと理解している。そろそろ複合的影響をチェックする段階にある。</p>	<p>【回答2】</p> <p>複数の農薬が同時に摂取された場合の人への健康影響について、FAO/WHO では、①100 倍の安全係数には、複数の化合物の暴露を受けた場合に起こりうる相乗作用も考慮されている。②相互作用については、農薬だけでなく人が暴露する可能性のある全ての化合物についての問題であり、その組合せは膨大となることから、非常に低いレベルでしか存在しない残留農薬の相互作用のみを特別の懸念として取り上げる必要はない、とされています。</p> <p>また、同一の作物に対して複数種類の同系統の農薬が同時期に使用される可能性は低く、さらに、各農薬について最大残留が生じる使用条件下において同時に使用される可能性は極めて低いと考えられることから、現在の評価方法により、食品を介した暴露に関する安全性は担保できると考えています。</p>
3	<p>【意見3】</p> <p>基準値改正後の猶予期間6ヶ月について、食安発第1129001号 第3施行 適用期日2告示関係にならぬ、施行日までに製造され、又は加工された食品については、改正前の基準値を適用することを望む。</p> <p>仮に19年9月に告示改正があれば、20年3月に新基準が適用となるが、下記1、2のような例がある為、上記ご検討を願う。</p>	<p>【回答3】</p> <p>御指摘の「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）においては、ポジティブリスト制度導入にあたり、一律基準を新設し、また、多くの農薬等に暫定基準を設定しており、今回の改正とは異なりま</p>

<p>1. 改正後猶予期間中に製造・加工が行われた場合  冷凍野菜（賞味期限1年）を19年10月に改正前の基準（仮に適正值5～10ppm）で管理された野菜を原料として加工した場合、原案では20年3月に基準値（仮に0.01ppm）を超える恐れがあり、流通・販売ができなくなる。</p> <p>また、改正直後（1ヶ月）では改正後の基準に適合する原料に限られ、商品の安定供給ができなくなる。</p> <p>2. 改正前に既に加工されている場合  冷凍野菜（賞味期限1年）を改正19年9月以前の6月に収穫・加工した商品は、改正前の為、農薬（仮に適正值5～10ppm）で使用しており、翌年3月に（仮に0.01ppm）へ改正されたとしても、既に適正值で管理したもので商品化しているため3月以降は改正値に適合せず商品ロスが発生し、事業者としては自主回収、回収命令などを実施しなくてはならない。</p> <p>再考を求める。</p>	<p>す。</p> <p>日本で農薬登録がなされている食品に対する残留基準については、適正な農薬使用(GAP)での作物残留試験結果に基づき残留基準を設定しています。また、輸入される可能性のある食品については、国際基準に基づき設定する、あるいは、諸外国で農薬登録がなされている場合は、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成29年12月26日付け生食発1226第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく要請を踏まえ海外における適正なGAPに基づく作物残留試験結果を基に残留基準を設定します。</p> <p>農薬登録において定められた使用方法の範囲内で当該農薬が適正に使用された農作物を排除しないよう基準値を設定又は改正していますので、適正な農薬使用による農作物の管理をお願いします。また、海外からの輸入品で基準値を超えることが懸念される場合には、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」（平成29年12月26日付け生食発1226第5号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づく要請を御検討ください。</p>
--	--